

浦安市分譲集合住宅 計画修繕調査費補助金

分譲集合住宅の管理組合が行う、建物や設備に対する計画修繕調査や長期修繕計画の作成に要する委託費用の一部を補助します。



計画修繕調査とは

分譲集合住宅の管理組合が、大規模修繕工事の計画的な実施を目的として、修繕の箇所・時期・工事方法・所要金額等に関して実施する建物及び設備に対する劣化診断調査です。

補助対象

- ①外壁・防水・鉄部塗装等の建物の構造に対する調査
 - ②給排水設備・電気設備・消防設備・エレベーター等の建物の設備に対する調査
 - ③長期修繕計画の作成
- ※①②の詳細は「補助対象項目一覧」をご覧ください。

対象者

市内分譲集合住宅の管理組合又は管理組合法人
※補助を受けてから、計画修繕調査は10年間、長期修繕計画の作成は5年間は申請できません。

補助額

要した委託費用の1/3以内の額（1,000円未満切り捨て）
計画修繕調査、長期修繕計画の作成それぞれについて上限80万円

申請の流れ

①事前相談

補助金の交付を受ける前年度9月末までに、見積書を持参のうえご相談ください。

②交付申請書の提出（第1号様式）

調査等実施前に申請し、交付決定を受けることが必要です。

③交付決定通知書の受領

審査の結果、補助金の交付が決定すると、申請者宛に通知されます。

※計画修繕調査の実施・長期修繕計画の作成

④実績報告書の提出（第3号様式）※3月上旬まで

交付決定と同一年度内に調査等を完了させ、実績報告書を提出してください。

⑤補助金額確定通知書の受領

審査の結果、補助金の交付額が決定すると、申請者宛に通知されます。

⑥交付請求書の提出（第5号様式）

補助金額確定通知書の受領後、交付請求書を提出してください。

⑦補助金の振込

請求書の内容を確認し、申請者の口座に振り込みます。

詳細について

詳しくは、住宅課へお問い合わせいただくか、浦安市公式ホームページをご覧ください。ホームページの検索画面で下記頁IDを入力すると閲覧できます。

頁ID 1026132

問い合わせ

浦安市 都市政策部 住宅課（庁舎6階）

TEL：047-712-6284 FAX：047-353-4378

Email：jyutaku@city.urayasu.lg.jp